

下総第1445号
令和元年(2019年)9月5日

下関市監査委員 小野雅弘様
同 大賀一慶様
同 関谷博様
同 亀田博様

下関市長 前田晋太郎

出資団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に
関する報告に係る措置の通知について

平成30年12月21日付け監査報告第23号により提出のありました出資
団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に関する報告書において、
改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善
措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1
2項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

総務部総務課
豊北総合支所市民生活課
港湾局施設課

1 出資団体監査

イ 公立大学法人下関市立大学について

【出資団体（公立大学法人下関市立大学）に関する事項】

(ウ) 契約事務において、以下の不適切な事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

a 委託契約書の記載事項について不適切なもの。

(a) 「本館Ⅰ・Ⅱ棟ガスヒートポンプ保守点検業務」、「構内清掃業務」、「夜間警備業務」及び「校門入構車両整理・受付業務」において、公立大学法人下関市立大学契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第36条（契約書の記載事項）に規定する記載事項で、記載すべきと思料される事項が省略され、記載されていなかった。

(改善措置状況)

実地監査を受けて以降、委託契約書の記載事項は全て記載を行っています。

(b) 「平成29年度定期健康診断」において、総価契約にもかかわらず、単価を契約金額としていた。なお、当該業務については、業務内容から各検査項目の複数単価契約が適当と思料されることから検討されたい。

(改善措置状況)

2019年度学生健康診断業務の実施に当たり、複数単価契約を締結しました。

b 「構内清掃業務」及び「学内・学外草刈業務」において、委託契約書等に規定されている工程管理に係る「業務実施計画表」、「現場責任者届」、「主要資材リスト」等の提出を受けておらず、また、承認の手続きをしていなかった。

(改善措置状況)

実地監査を受けて以降、「業務実施計画表」、「現場責任者届」、「主要資材リスト」等の提出を求め、承認の手続きを行っています。

c B講義棟電灯LED化改修に係る工事契約において、同規格の電灯LE

D器具の取替工事を、半年の期間に3回に分けて執行していたが、合理的な理由がなかった。契約の方法は、1回目（取替台数45台）と2回目（同40台）は随意契約で、3回目（同90台）は一般競争入札である。契約規程第30条では、予定価格が130万円未満の工事では随意契約することができる旨が規定され、1回目と2回目の工事では、予定価格が130万円未満であることから、同条の適用範囲内である。しかしながら、合理的な理由がなく工事を分割することは、事務処理上非効率であり、また、仮に175台全部を一度に競争入札で契約していれば、契約金額は実際の契約金額よりも大幅に少ない額で済んだものと思料された。

(改善措置状況)

改めて事務職員に対して、合理的な理由のない分割発注を行わないよう周知しました。

2 指定管理者監査

ア 下関市和久生きがいデイサービスセンターについて

(ア) 指定管理者が行う指定管理業務の実施状況を確認したところ、以下の事項が見受けられた。指定管理者は、指定管理業務の実施にあたり、遵守すべき条例や基本協定書等に基づき遺漏のないよう事務処理されたい。また、所管課は、実地調査などにより、指定管理業務の実施状況等を適宜把握の上、不備等がある場合は適正に事務処理するよう指導監督されたい。

a 下関市和久生きがいデイサービスセンターの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第29条第3項に、指定管理者は適正に管理運営するため、当該業務の実施状況等や管理状況を確認し、自己評価する旨規定しているが、実施していなかった。

(改善措置)

指定管理者が適正に管理運営するため、業務実施状況等チェックシートの様式を作成し、指定管理者に渡しました。平成30年12月（11月実績）から、チェックシートによる実施状況の確認と自己評価を行うように指導し、当該チェックシートを提出させることにより、適正に施設の管理運営が行われていることを確認しています。

b 浄化槽維持管理業務及び給食サービス業務の第三者委託の承諾を受けていなかった。

(改善措置)

指定管理者から浄化槽維持管理業務及び給食サービス業務に係る第三

者への業務委託実施に係る承認申請書の提出を求め、平成30年12月3日付けで承認しました。

- c 基本協定書の仕様書に、指定管理業務の範囲として警備業務及び清掃業務を実施する旨定めているが、業務報告書及び業務日誌において、実施の状況が記録されていなかった。

(改善措置状況)

平成30年12月(11月実績)から、業務日誌への記載及び業務実施状況等チェックシートを提出するよう指導し、当該チェックシートを提出させることにより、警備業務及び清掃業務が適正に実施されていることを確認しています。

- (イ) 施設の利用時間が下関市老人デイサービスセンターの設置等に関する条例(以下「設置条例」という。)に定められた利用時間と異なっている。設置条例に基づき、適正に施設を管理されたい。なお、実態に即して必要であるならば、設置条例の改正も含め、検討されたい。

(改善措置状況)

施設の利用時間について、利用者への配慮と継続的な利用促進並びに実態にあった利用時間へ変更するため、平成31年第1回定例会へ「下関市老人デイサービスセンターの設置等に関する条例」の一部を改正する条例議案を提出し、可決されました。

イ 細江旅客上屋附属車両置場(国際ターミナル附属車両置場)について

- (ア) 指定管理者が行う指定管理業務の実施状況を確認したところ、以下の事項が見受けられた。指定管理者は、指定管理業務の実施にあたり、遵守すべき条例や基本協定書等に基づき遺漏のないよう事務処理されたい。また、所管課は、実地調査などにより、指定管理業務の実施状況等を適宜把握の上、不備等がある場合は適正に事務処理するよう指導監督されたい。

- a 回数券の販売委託業務について、市の事前承認を受けていなかった。

(改善措置状況)

再委託においては平成30年11月26日付けで書類による承認を行いました。指定管理業務の実施状況等の適時把握に努め、基本協定等に基づいた適正な事務処理を行います。

- b 所管課は、指定管理者から提出された業務報告書に対し、チェックシート等によるモニタリングを行っていなかった。下関市指定管理者制度ガイドラインに基づき、適正に事務処理されたい。また、この業務報告書に対

し文書收受されていなかった。指定管理者の適正履行を担保するものである。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

指定管理者から提出を受けた業務報告書に対して、下関市指定管理者制度ガイドラインに基づき、平成30年12月（11月実績）から、チェックシートによるモニタリングを行っています。また、業務報告書及び事業報告書については文書收受後、速やかに文書受付と文書主任による確認を行うことにより、収受に遺漏がないように徹底しました。